

伊達市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方へ

# 短期人間ドック費用の一部を助成します



☎ 保険医療課  
(市役所 1階③・④番窓口 ☎23-3331 内線 280・281・284～287)  
大滝総合支所 (☎68-6111)

## 費用一部助成の条件



伊達市国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、次の項目にいずれも該当する方について、短期人間ドックの費用を一部助成します。

● 8月1日現在、伊達市国民健康保険の加入期間が1年以上で年齢が満30歳以上の被保険者の方または後期高齢者医療制度の被保険者の方

● 平成23年度の国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を完納している世帯(個人)の方

次の項目に該当する方は、短期人間ドックを受けることができます

● 平成24年度の特健康診査・シルバー健診(集団・個別対象者)を受ける方または受けた方  
● 平成24年度の脳ドックの費用助成を受ける方(国保加入者のみ)

### ◆実施医療機関



伊達赤十字病院健診センター  
(末永町81 ☎23-12211)

### ◆実施期間



9月～来年2月(毎週火・水曜日)  
(祝日・年末年始を除く、  
月8回程度)

## ◆定員



① 国民健康保険加入者 170名  
(満30歳～39歳の方は定員30名)  
② 後期高齢者医療制度加入者 100名  
※ 申込多数時抽選  
(抽選結果は市役所から8月下旬に通知します)

## ◆健診項目



診察、身体計測(国保加入者は腹囲測定を含む)、血圧測定、尿検査、聴力検査、視力検査、生化学検査(総コレステロールなど)、血液一般検査、胸のX線写真、胃のX線写真(バリウム検査)、大腸がん検査(便検査)、心電図検査、眼底検査、超音波検査(腹部エコー)、喀痰検査、前立腺がん検査(男性のみ)、進行乳がん検査(女性のみ)、栄養指導

## ◆自己負担額



5千円  
(市助成額3万3千500円)

## ◆申込期間



8月1日(水)～10日(金)

## ◆申し込みは市役所へ!



窓口申込 保険証をご持参ください。  
電話申込 被保険者番号・住所・氏名・生年月日・性別・電話番号などをお伝えください。

## 国保メモ ～国民健康保険加入の方へ～

### 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

入院や高額な外来診療を受診するときに医療機関の窓口で提示する「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を現在お持ちの方は、有効期限が7月31日までです。

8月以降、認定証が必要な方は8月中に更新手続きをしてください。

◆手続きに必要なもの 認定証が必要な方の保険証、世帯主の印鑑(シャチハタ不可)

# 環境衛生課からの お知らせ



☎ 環境衛生課環境衛生係 (第2庁舎 ☎23-3331 内線 542・545)

## 環境美化条例



市では、市民、事業者が協働して、安全で快適な生活環境の整備に努め、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的に、環境美化条例を制定しています。

市内の環境美化は、市民のひとり一人が協力して、ルールを守らなければ維持できません。

市民の皆さんのご協力をお願いします。

### 環境美化条例の主なきまり

- ごみのポイ捨てはいけません
  - ごみは適切に排出し、ごみステーションの清潔保持に努めましょう
  - 歩きたばこはしないようにしましょう
  - 愛がん動物は決して捨てないでください
  - 犬のふんは必ず持ち帰りましょう
  - 犬の散歩時はリードでつないでください
  - 飼い猫は屋内で飼育しましょう
- ※ 「ごみのポイ捨て禁止」「捨て犬・捨て猫の禁止」「犬の散歩時のふんの持ち帰り」に違反すると、5万円以下の過料および氏名の公表などの罰則が適用される場合があります

## ごみの焼却は禁止されています！

ごみの中には、燃やすと悪臭や毒性の強いダイオキシンが発生し、生活環境に悪影響をおよぼすものがあります。

そのため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、家庭から出るごみ（一般廃棄物）の焼却（いわゆる「野焼き」）を禁止しています。

この法律に違反して焼却を行うと、5年以下の懲役、1千万円以下の罰金を科せられることがあります。

## 伊達市環境白書 平成24年度版を公表します



伊達市環境白書は、環境の現況をデータでお知らせするとともに、環境基本計画に定められた環境保全に関する施策が具体的にどのような実施されたかを記載したものです。

平成24年度版は、8月1日から公表し、白書の内容について皆さんからのご意見を次のとおり募集します。  
公表場所  
環境衛生課（第2庁舎）

### 意見の受付期間

8月1日(水)～31日(金)

## お供物のお持ち帰りとお墓の環境美化にご協力を!!



毎年お盆やお彼岸の時期には大勢の方がお墓参りに訪れ、お菓子や果物などをお供えする姿が見られます。市ではお墓のお供物、ごみ（花を除く）は全て持ち帰ってもらうことにしています。

お供物などを置いたままにすると、カラスによる食い散らかしなどで、墓石や周辺が汚れますので、必ずお持ち帰りください。

## お墓に関する届出について



市で管理している墓地を利用していらっしゃる方は、次のときに届出が必要ですので、担当課までご相談ください。

- 墓地にお墓を建てたいとき
- 墓地の使用者を変更するとき（使用者が死亡したときなど）
- 墓地に納骨するとき
- お骨を移すとき
- 墓地を返還するとき

